

申込みのご案内

1 購入申込み資格 ※個人・法人ともに申込みことができます。

- ・分譲宅地の代金の支払いが確実な人（売買契約締結日の翌日から90日以内に一括払）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない人
- ・市税等に滞納がない人

2 申込方法

必要書類を直接那須塩原市建設部都市計画課に持参してください。

※予約はできません。また、郵送、電話やメール等による申込みはできません。

3 必要書類

○分譲宅地取得申込書（様式第1号）※市のホームページからダウンロード可能です。

※申込者が契約者となります。共有名義にする場合は、個別にお申込みください。

○添付書類《個人の場合：(1)(2)(3)(4)(6)、法人の場合：(1)(5)(6)》

(1) 印鑑証明書 1通 《個人：住所地の市区町村印鑑登録担当、法人：最寄りの登記所》

(2) 世帯全員の住民票〔本籍記載のもの〕 1通 《住所地の市区町村住民票担当》

(3) 身分証明書 1通 《本籍地の市区町村戸籍担当》

※「後見の登記の通知を受けていない」、「禁治産および準禁治産の宣告の通知を受けていない」、「破産宣告または破産手続開始決定の通知を受けていない」ことを証明する戸籍の証明書のことです。免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類とは異なりますのでご注意ください。

(4) 所得証明書又は預貯金等の残高証明書 1通 《住所地の市区町村税務担当又は金融機関》

(5) 法人の登記事項証明書 1通 《最寄りの登記所》

(6) 納税証明書 1通 《個人：住所地の市区町村税務担当、法人：法人の所在地の管轄税務署》

4 分譲の決定

申込み受付後、先着順に書類審査し、分譲の可否を決定します。

（審査結果は、分譲宅地譲渡決定通知書により申込者にお知らせします。）

5 売買契約の締結

売買契約は、分譲宅地譲渡決定通知を受けた日から30日以内に行います。

売買契約に必要な費用は、申込者の負担となります。

6 契約保証金・分譲代金の納付

売買契約をするときは、契約保証金として10万円を納付してください。

売買契約締結の日の翌日から90日以内に分譲代金を一括納付してください。

7 分譲宅地の引渡し

分譲宅地の引渡しは、分譲代金の払込み完了後、現状で土地を引渡します。

分譲宅地の引渡し後の管理等は、購入者の責任となります。

8 所有権移転登記

市が土地所有権の移転登記を嘱託で行います。

登記に必要な登録免許税その他の経費（実費）については、購入者の負担となります。

9 売買契約の解除・分譲代金の払い戻し

次のいずれかに該当するときは、この売買契約を解除します。

(1) 分譲代金の払込みをしないとき

(2) 分譲宅地売買契約書及び那須塩原市宅地分譲規則に違反したとき

※売買契約を解除する場合は、契約保証金（10万円）は違約金として、返金しません。

なお、融資不成立に伴う売買契約の解除の場合は、契約保証金（10万円）を返金します。

10 その他の特記事項

良好な分譲宅地を維持するため、以下についてご協力をお願いします。

(1) 緑豊かな住環境のため、緑化（植樹、生け垣、芝生等）に努めてください。

(2) 宅地内雑草等の除去、ごみ収集場、公園等の良好な維持管理を行ってください。

令和8年4月に価格改定を行い、さらにお買い求めやすくなりました ✨



分からないことや、詳しく知りたいことがあれば、お気軽におたずねください。
ご連絡をお待ちしております！

○お問合せ先○

那須塩原市 建設部 都市計画課 都市計画係

電話：0287-62-7159

メール：toshikeikaku@city.nasushiobara.tochigi.jp

または

公益社団法人 栃木県宅地建物取引業協会の加盟店

公益社団法人 全日本不動産協会栃木県本部の加盟店

家族の新しい物語をここから



令和8年4月価格改定

那須塩原市が販売する分譲宅地

那須塩原市では、区画整理事業を実施した関谷地区（平成13年事業完了）の保留地として確保した土地を、分譲宅地として販売しています。



SEKIYA
AREA

関	谷	分	譲	宅	地
---	---	---	---	---	---

12区画分譲中



好きを、編む。
那須塩原市

関谷地区分譲宅地

西那須野塩原 IC から車で 10 分ほどの距離にある、緑豊かな関谷地区分譲宅地。
 近隣には、保育園や義務教育学校（帯根学園）があり、子育て世帯の方も安心です。



区画詳細図



◆区画面積と分譲価格

区画	所在	区画面積	販売価格
A	関谷 2005-2、3	354.77 m ²	4,895,826 円
B	関谷 2015-3、-12	692.41 m ²	9,693,740 円
J	関谷 2054-1	1,625.85 m ²	22,599,315 円
L	関谷 2061-7	2,066.32 m ²	28,101,952 円
3	関谷 2008-7	282.81 m ²	3,817,935 円
14	関谷 2010-3	301.33 m ²	4,248,753 円
32	関谷 2001-1	308.98 m ²	4,789,190 円
39	関谷 2001-13	671.14 m ²	11,543,608 円
42	関谷 2063-3	303.97 m ²	4,772,329 円
46	関谷 2025-3	490.54 m ²	8,290,126 円
47	関谷 2021-2	256.54 m ²	3,617,214 円
52	関谷 2050-5	336.73 m ²	4,646,874 円

関谷分譲宅地の概要

- 【都市計画区域】 都市計画区域内（非線引き都市計画区域）
- 【用途地域】 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域
- 【建ぺい率】 建ぺい率 60%
- 【容積率】 容積率 200%
- 【道路・公園】 国道 400 号（幅員 25m）、市道（幅員 6m）、公園 4ヶ所
- 【上下水道】 那須塩原市水道、那須塩原市下水道
- 【電気・ガス】 各電力会社、プロパンガス（ともに個別申込み）
- 【学区】 帯根学園
- 【その他】 立地適正化計画における居住誘導区域内

塩原温泉郷の玄関口の関谷地区。
 緑豊かな自然の中で、のんびり暮らしてみませんか？

